

別紙

「予報業務の許可等に関する審査基準及び処分基準」の一部改正及び「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」の新設に関するご意見及びそれに対する気象庁の考え方・対応

項目	ご意見	気象庁の考え方・対応	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般について	<p>本案は審査基準及び処分基準であるがゆえに行政手続法に基づく意見募集手続を行っているようだが、そうであるなら「根拠法令条項」として行政手続法第5条第1項及び第12条第1項を合わせて示すこととなる。これらが示されていない本意見募集は行政手続法に基づく適式な手続とは認められず、改めて意見募集を行う必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえて速やかに根拠法令条項の修正を行いました。</p> <p>なお、本件の改正対象が審査基準であることは意見募集の件名から明らかであり、その根拠法令に行政手続法第5条第1項（行政庁は、審査基準処分基準を定めるものとする。）等が含まれることは自明であること、意見募集対象の審査基準案の改正内容に変更をもたらさない修正であることから、再度の意見公募は実施しないこととしました。</p>	無
<p>特定予報業務に関する説明の規定について</p>	<p>・特定予報業務を利用する場合に詳細な説明を受ける必要があるということだが、説明を受けられる機会を自由に選択できるように、ビデオ視聴であったり、理解度に対するチェックがネット上で可能な仕</p>	<p>特定予報業務は、災害に密接に結びつく現象の予報であって、予報の特性を理解しない者が利用すると防災対応上の混乱を招くおそれがあります。このため、気象業務法第19条の3において利用者への説明を義務</p>	無

<p>組みでも良いのではないだろうか。</p> <p>また、特定予報業務を利用する者とは法人の場合はその代表者を示していると理解している。もし、そうではなく法人に属しているが対象はあくまでも説明を受けた個人ということであれば、情報利用に対して大きな足かせとなり現実的ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定予報業務に課す事前説明について、相互の状態を認識できる環境下（オンライン含む）で実施すること <ul style="list-style-type: none"> <li>→ビデオ視聴やチェック項目の組み合わせで、ネット上で完結する仕組みでも、同等に機能するのではないのでしょうか。</li> </ul> </li> <li>・特定予報業務に課す事前説明について、代表者のみならず利用者全てを対象とすること <ul style="list-style-type: none"> <li>→非現実的な運用のように思います。「利用者全てを対象」という部分が、運用上の大きな足枷となり、情報普及の障害となるのではないのでしょうか。</li> </ul> </li> </ul>	<p>付けるとともに、第17条第3項において、この説明を受けた者にのみ利用させることが規定されております。代表者への説明を以て組織に属する者全員への説明とみなしてしまうと、実際に説明を受けていない者が予報を利用できることになり、法の趣旨に反するため、説明は実際に予報を利用しようとする全ての個人に対して実施する必要があります。</p> <p>説明の方法としては、書面やウェブ上で表示する、ビデオ視聴などの一方通行の説明では、利用者側が十分に理解したかどうかを確認できないことから、相手の反応をうかがいながら説明できる対面やオンライン会議など双方向的な方法によることを求めるものです。</p>	
<p>高潮の事前説明内容項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→現行の内容と比較すると、新規追加項目が多く、規制強化となっているのではと考えます。</li> </ul>	<p>民間事業者が提供する高潮の予報業務については、災害に密接に結びつく現象であって、予報の特性を理解しない者が利用すると防災対応上の混乱を招くおそれがあるため、特定予報業務と定義しました。このため、気象庁の予報とは異なる内容となる場合があることや、予想結果の誤差等、予報の性質を利用者が十分に理解して適</p>	<p>無</p>

		切に利用することが重要であるとの観点から、説明項目を定めているものです。	
	<p>新設する洪水と土砂災害の予報業務については、「特定予報業務」とする。</p> <p>→洪水や土砂も緊急地震速報に準じ、社会に浸透した段階で特定予報業務から外してはどうでしょうか。防災情報の利活用が将来的に市民レベルまで普及し、自助共助の礎になることを期待します。</p>	お寄せいただいたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。	無
観測施設と補完観測の規定について	<p>-----</p> <p>2 観測の施設</p> <p>(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設については、その設置場所及び観測機器の種類を示すこと。</p> <p>...</p> <p>(5) 気象業務法第9条第2項に規定する補完観測に用いる気象測器については、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に従うこと。</p> <p>-----</p> <p>高潮や洪水予報において、公共機関や民間事業者が設置した潮位計・水位計・流量計、ほかダム放流量等を予報に活用する事例が考えられます。特に高潮や洪水予報においては特定の潮位計や水位計を対象</p>	<p>現地観測値を収集する場合は、現象の予想の方法に適切に対応した観測値であるかどうか審査するため、その設置場所及び観測機器の種類を示す必要があり、それらに変更がある場合は変更報告書の提出が必要です。また、観測機器の詳細は、他機関が設置するものであっても、許可を受けようとする事業者が予報業務を行う上で把握すべき情報と考えられます。</p> <p>申請時や変更時の必要書類等の詳細は、別途公表します。</p> <p>なお、補完観測については、気象庁が行う観測、又は検定に合格した気象測器を用いた観測を補完するための観測であれば、検定に合格していないものであっても使用できると規定されており、この規定に該当する測器は検定の対象となる気象測器（温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計、雪量計）となりま</p>	無

	<p>に予測するケースが考えられますが、予報地点が増える度にこれら観測機器を貴庁に報告するのは冗長と考えます。また予報に活用する観測機器の詳細を機器設置者に個別に問い合わせるのは困難と考えられます。例えば「河川情報センター提供の水位データを利用」など、地点単位ではなく観測情報の提供元を申請するなど、ご配慮いただけますと幸いです。審査基準内に盛り込む必要はございませんが、実際に予報業務を行う際にはどういった際に申請が必要か具体例をご教示いただけますと大変分かりやすいかと存じます。</p>	<p>す。潮位計・水位計・流量計は検定の対象ではないため、これらの機器を用いる場合は補完観測に関する規定は適用されません。</p>	
--	---	---	--